

放送法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、日本放送協会が発行する放送債券について規定の整備を行うこと。（本則関係）

第二 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行すること。（附則関係）